

キャッシュレス決済の 導入・拡大は 今がチャンス!

制度へのお申し込みを受付中です



CASHLESS

キャッシュレス・消費者還元制度とは

中小・小規模事業者等における消費喚起の後押しと、キャッシュレス化の推進を目的に経済産業省が主体となって実施する補助金制度です。

本制度について、詳しくは経済産業省のページをご確認ください。こちら→<https://cashless.go.jp>

制度期間:2019年10月1日~2020年6月30日

本制度の参加には、お申し込みが必要です。

新規加盟ご希望の方、制度申し込みの前に、加盟申し込みが必要です。制度適用までの流れを確認のうえ、TRYSEEホームページにてお申し込みください。

「キャッシュレス・消費者還元制度」
の活用でこんなに

おトク!

おトク1 加盟店手数料料率 期間中
実質 **2.16%以下**

TRYSEE加盟契約をされている場合、制度期間中の加盟店手数料料率は3.25%以下となります。

さらに国が1/3を負担し、実質2.166%以下になります。

おトク2 端末導入費用 **0円!**

制度対象加盟店の決済端末の導入費用は、国が2/3、決済事業者が1/3を負担します。

おトク3 消費者にも 集客力UP **5%還元**

制度対象加盟店でご利用いただいたお客様にも、5%還元のメリットがあります。

※ 一部の制度対象加盟店は2%還元となる場合があります。

※ カード発行会社により、一部の決済サービスは消費者還元の対象とならない場合があります。

制度の対象条件をご確認ください

中小企業基本法に該当する企業様および個人事業主様が対象です。

補助対象となる中小・小規模事業者の範囲が定められています。

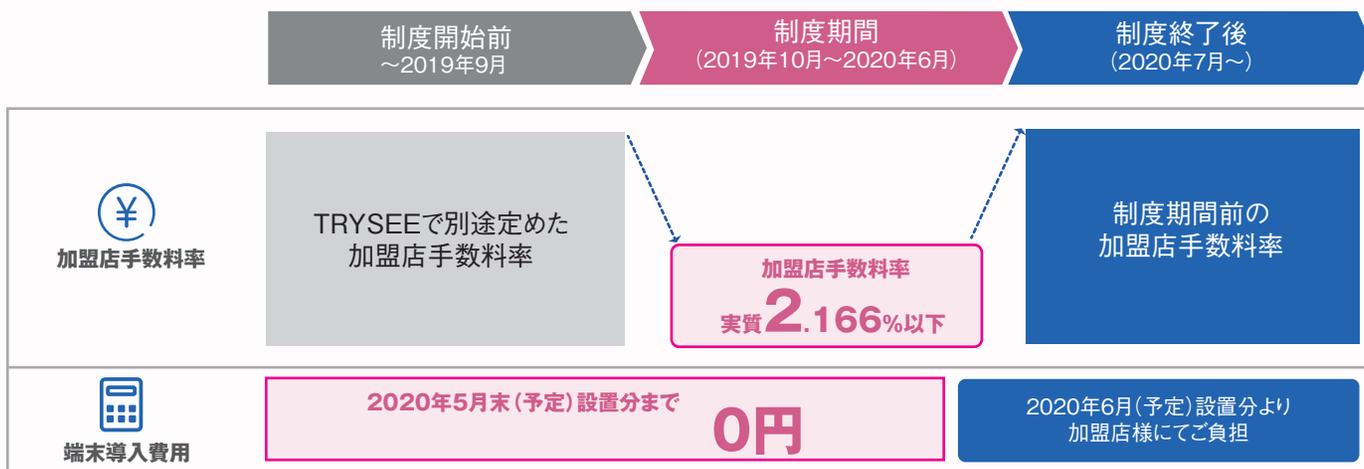
詳しくは経済産業省のページをご確認ください。こちら→https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyo_teigi.pdf

※現在ご利用の端末によって、本制度の対象とならない場合があります。

加盟店手数料率および端末導入費用の補助期間をご確認ください

制度期間終了後は、制度期間開始前の加盟店手数料率になります。

端末導入費用は、2020年5月末(予定)までに設置された端末が無償の対象となります。



ご確認事項

加盟店手数料率について

現金、銀聯、WechatPay、Alipayは加盟店手数料率の補助の対象となりません。

制度期間終了後は、制度期間開始前の加盟店手数料率になります。制度期間中に加盟申し込みされた場合は「ご登録内容のご案内」に記載された加盟店手数料率が適用になります。

端末について

本制度の対象機種として、TRYSEEで用意しています。

1店舗あたりの補助端末台数は経済産業省が最終認可された台数を準じます。

TRYSEEキャッシュレス制度案内デスク

info@127jp.com

受付時間

10:00~18:00(土日祝・年末年始 休業)

